

# カニの電話勧誘に注意!



## 【事例】

自宅に「以前当社からご購入いただいた方だけに格安でカニをお送りします」と電話があった。心当たりがなく、返事に困っていると「代引き配達で送るので、1万円用意しておいてください」と一方的に言われて電話を切られてしまった。断りたいが相手の連絡先がわからない。

## 【アドバイス】

電話で勧誘され申込んだ場合は、電話勧誘販売にあたりクーリング・オフができます。クーリング・オフは事業者にはがきで通知しますが、事例のように事業者の連絡先がわからない場合は通知できません。発送前に事業者から確認の電話があったら、はっきり断ってください。

## 【宅配業者から

### 荷物が届いた場合の対処法】

- ◆ 宅配業者に受け取り拒否をする旨を伝える
- ◆ 荷物の配送伝票に記載されている差出人欄の事業者名、住所、電話番号の情報を書きとめる
- ◆ 事業者宛てにクーリング・オフの通知を出す。クーリング・オフ期間は、法律で決められた記載事項を満たした書面を渡されてから8日間です。書面を渡されていない場合は、クーリング・オフの起算日がきていないこととなります。トラブルをさけるためには、勧誘時にはっきり断るようにしましょう。

## チーフの わん!ポイントアドバイス

荷物の発送前に電話があったら、はっきり断ることだワン!

